



四半期開示の見直しに関する実務検討会 第 2 回事務局説明資料

Exchange & beyond

株式会社東京証券取引所 上場部

2023年8月31日

- 1 1Q・3Q四半期決算短信
- 2 見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い
- 3 決算短信のデータ配信形式
- 4 情報開示の充実
- 5 ご議論いただきたい事項



1. 1Q・3Q四半期決算短信 (第1回の議論とそれを踏まえた方針案)



<第1回の議論>

- 四半期開示制度の簡素化が今回の見直しの大きな目的だと理解
- 速報性を失わないという観点で議論することが必要
- 今回の見直しの前提は、四半期報告書と四半期決算短信の重複を解消し、簡素化・効率化を図るというもの。その意味では、四半期開示の簡素化は既に四半期報告書の廃止によって行われている
- 過去、四半期決算短信は、四半期報告書がある前提で、簡素化されている。一本化にあたって、四半期報告書での開示事項のうち、どれを決算短信に寄せるのか検討すべき
- 投資家の意見を踏まえながら、速報性とのバランスを考慮し、開示事項を考えるべき
- 今回の見直しは、四半期報告書を廃止し四半期決算短信に一本化することにより情報の重複を解消することで、企業負担を軽減することを目的とし、これまでと同様に投資家にとって必要な情報が提供されるように、今後取引所において、投資家・企業の意見も踏まえながら検討するもの、と対外的に説明

<ご参考：DWG報告に示された四半期開示の見直しの方向性>

（「一本化」の背景）

- 金融商品取引法の四半期報告書と取引所規則に基づく四半期決算短信について、**内容面での重複**や**開示タイミングの近接**について指摘があった
- **コスト削減や開示の効率化の観点**から金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」する

（四半期決算短信に「一本化」する理由）

- 開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、**情報の有用性・適時性**を低下させるおそれがある
- 投資家への積極的な情報開示が行われる四半期決算短信に関しては、**投資家に広く利用されている**

＜第1回の議論＞

（方針）

- 投資者ニーズが強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フロー情報）を追加する方針に特段の異論なし

（CF注記・CF計算書）

- IFRS・米国基準について、日本基準と同等の取扱いとし、CF計算書ではなくCF注記とすべき。CF計算書の作成負担が大きくIFRS任意適用の促進を妨げるおそれもある
- 現行の四半期報告書において、IFRS・米国基準では、CF計算書の開示が求められているものであり、方針案に賛成。
- 企業価値を考えるとときにCF情報は非常に重要。本来は、日本基準においてもCF計算書の開示が望ましく、要請すべき

（レビューの有無）

- 投資者への情報提供の観点から、レビューの有無はサマリー情報に記載すべき。また、レビュー報告書も添付すべき
- レビューは任意という趣旨を損ねないよう、レビューを受けた場合にのみ、サマリー情報の特記事項にその旨を記載すればよい

＜第1回の議論を踏まえた考え方＞

（CF注記・CF計算書）

- IFRS・米国基準の取扱いについて、日本基準において簡素化が実施されていることを踏まえ検討（簡素化の経緯はP.7参照）
- 財務報告の枠組みとして、CF計算書の省略を認める場合でも、CF計算書は投資判断に有用な情報として、積極的な開示を要請

（レビューの有無）

- DWG報告においても「投資者への情報提供の観点からレビューの有無を四半期決算短信において開示」と提言されており、サマリー情報において当該記載は求める
- 記載個所については、サマリー情報の表紙ではなく、サマリー情報後段の「注記事項」で記載を求める（P.10参照）

＜第1回の議論＞

（その他追加すべき事項）

- 経営成績等に関する説明について、開示状況やその重要性を踏まえ、開示を義務付けるべき（または積極的な開示を要請）
- 任意開示を含めてみれば、必ず経営者は経営成績等に関する説明を入れるが、その中身や開示する場所について義務付ける必要はない
- フェア・ディスクロージャーの観点から、BS・PL・CF計算書関係の注記について、適時開示または臨時報告書を提出した場合に、それに関連する事項の注記を求めるべき。価格変動の大きい金融商品・有価証券・デリバティブ関係や、業績への影響の大きい企業結合関係の注記についても開示を求めるべき
- 研究開発費や従業員数は、CGコードの改訂や有報の府令改正により記載が充実しており、投資者ニーズも強いことから、重要な変更があった場合には開示を求めるべき
- 偶発債務や後発事象についても検討が必要ではないか
- 四半期決算短信の将来における任意化や、自主開示の促進が検討のスコープに入っている中では、開示内容の追加は必要最低限にすべき

＜第1回の議論を踏まえた考え方＞

（その他追加すべき事項）

- 経営成績等に関する説明については、開示状況や投資判断上の重要性を踏まえ、開示を義務付ける
- ただし、上場会社において決算説明資料等による積極的な情報開示が行われている実態を踏まえ、決算短信以外での開示を行うことも可能とする
- 開示が義務付けられる事項以外について、原則として、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要
- そのため、投資判断に有用な情報について、適時開示ガイドブックにおいて例示し、積極的な開示を促すこととする（例示の対象について、別途適時開示がなされると想定される事項は、その点を考慮）

(ご参考) CF情報の簡素化の経緯 (日本基準)

- 2008年の四半期報告制度導入時は、1Q・3QについてもCF計算書の作成が求められていた
- 2010年公表の政府の「新成長戦略」において「四半期報告の大幅な簡素化」が掲げられたことを踏まえ、2011年に四半期会計基準及び四半期財務表等規則が改正され、日本基準適用会社の1Q・3QにおけるCF計算書の省略が認められることとなった

<ASBJにおける見直しの議論の概要>

(市場関係者の評価)

財務諸表作成者	<ul style="list-style-type: none">● 開示の迅速性の確保との関係で大きな負担● 欧州では半期報告制度が主であり、1Q・3QにおけるCF計算書の省略について、強い要望
財務諸表利用者	<ul style="list-style-type: none">● 日本証券アナリスト協会のアンケート結果を踏まえると、開示を継続すべきという意見が多数● 仮に1Q・3QのCF計算書を省略する場合、設備投資や減価償却関連の情報を示し、利用者自らがCF情報を算定できる手段の確保が必要

(主な意見 (省略した場合の注記関連))

- 比較的多くのアナリストが、減価償却費等の非資金項目の開示を行うことを前提として、1Q・3QのCF計算書の省略に理解を示している。
- 非資金項目の注記を充実し、簡便的に営業CFを算定できる情報を提供することで、CF計算書の省略による影響を小さくすることが可能

(検討結果)

- 非資金項目 (減価償却費、のれんの償却金額) の金額を注記事項として開示することを条件として、1Q・3QのCF計算書の省略を認める

<パブリックコメントの内容>

CF計算書の開示省略の方向性に反対するコメントに対する考え方

(ASBJ)

- **財務諸表作成者の負担の軽減を図りつつ、財務諸表利用者がキャッシュ・フローの状況を把握するのに資する情報として、利用者から寄せられた意見も踏まえて、減価償却費及びのれんの償却額を開示することとした**
※金融庁の財務諸表等規則改正時のパブコメにおいても同様のコメント

(参考：改正内容の解説)

- 「第1四半期および第3四半期に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成は任意とされたが、作成しない場合には、**四半期連結財務諸表の利用者がキャッシュ・フローの状況についての概算額を知ることができるよう、四半期財務諸表から直接知ることが困難と考えられる減価償却費やのれんの償却の注記を求めることとされている**」 (出所：徳重昌宏 (金融庁総務企画局企業開示課課長補佐)「四半期連結財務諸表規則等の一部を改正する内閣府令の解説〔上〕」、『商事法務』,No.1930)

(出所) ASBJの各種資料より東京証券取引所作成

方針（案）（四半期決算短信の内容）

【基本的な考え方】

四半期報告書で開示されていた事項のうち、**投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加**し、開示を義務付け

<財務報告の枠組み>

見直し後の財務諸表等規則・会計基準（※）のうち、取引所が開示を求める事項以外の省略を認めるとともに、必要な事項を追加（キャッシュ・フローに関する注記）

※開示事項については、現行の第1・第3四半期報告書から、一部省略を認める想定

※ベースとなる枠組みについては、関係者における今後の対応を踏まえて検討。なお、ASBJでは、四半期報告制度見直しへの対応が審議テーマとして挙げられており、今後関連する会計基準等の検討が行われる見込み。

<開示の内容>

サマリー情報		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「レビューの有無」を注記事項に記載（規則によるレビューと任意のレビューを区別） ➢ 「当四半期累計期間における連結範囲の重要な変更の有無」に変更（※1）
添付資料	財務諸表	<p>日本基準、IFRS、米国基準で取扱いに差は設けず、以下の事項は一律義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書（※2） （CF計算書は投資判断に有用な情報として積極的な開示を要請）
	注記事項	<p>現行の注記事項に「セグメント情報等の注記」「キャッシュ・フローに関する注記」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 継続企業的前提に関する注記 ➢ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ➢ 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 ➢ 四半期特有の会計処理 ➢ セグメント情報等の注記（新制度における半期報告書と同水準） ➢ キャッシュ・フローに関する注記（CF計算書を省略する場合）
	その他	<p>経営成績等の概況（※3） 継続企業的前提に関する重要事象等（現行と同じ） レビュー報告書（レビューを受ける場合のみ添付）</p>

※1：現行の「重要な子会社の異動（特定子会社の異動）」から、四半期報告書に合わせて、「連結範囲の重要な変更」とすることを意味している

※2：四半期会計期間に係る連結損益計算書及び連結包括利益計算書については、新制度における半期報告書において2Q会計期間に関する開示はなされないことが想定されること等を踏まえ、省略を認める

※3：決算説明資料など決算短信以外での開示を行うことも可（その場合、該当書類を参照すべき旨・参照方法を記載）

方針（案）（四半期決算短信の内容）

- 開示が義務付けられる事項以外についても、原則として、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要
- そのため、投資判断に有用な情報について、適時開示ガイドブックにおいて例示し、積極的な開示を促すこととする

＜「投資判断に有用な情報」として、積極的な開示を要請する事項（例示）＞

（財務諸表・注記事項）

- キャッシュ・フロー計算書
- 財務諸表の注記
 - ✓ 貸借対照表関係の注記/損益計算書関係の注記
 - ✓ 金融商品/有価証券/デリバティブ関係の注記（※1）

（その他）

- 経営成績等に関する説明に当たって、投資判断に有用と考えられる事項（※2）
 - ✓ 経営管理上重要な指標
 - ✓ 設備投資・研究開発費
 - ✓ 適時開示を行った事象が決算に与える影響
（例）企業結合関係や子会社の取得等による四半期業績への具体的な影響

※1 現行の四半期報告書では以下の取扱いとなっている。

- 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が見られる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。

※2 経営成績等に関する説明に当たっては、四半期報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」として開示が求められている事項を参考とすることが考えられる。

(ご参考) サマリー情報の変更イメージ

□ 四半期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)

***年*月期 第*四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

***年**月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札
 コード番号 **** URL http://
 代表者(役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者(役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL) **(***)**
 四半期報告書提出予定日 ***年**月**日 配当支払開始予定日 ***年**月**日
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 有 無 (○○○向け)

1. ***年*月期第*四半期の連結業績 (**年**月**日~***年**月**日)
 (1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
***年*月期第*四半期								
***年*月期第*四半期								

(注) 包括利益 ***年*月期第*四半期 百万円(%) ***年*月期第*四半期 百万円(%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
***年*月期第*四半期	円 銭	円 銭
***年*月期第*四半期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
***年*月期第*四半期	百万円	百万円	%
***年*月期			

(参考) 自己資本 ***年*月期第*四半期 百万円 ***年*月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
***年*月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
***年*月期					
***年*月期(予想)					

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有 無

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
 (業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更
 重要な子会社の異動 : 有 無

—(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)—

新規社(社名) , 除外社(社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 有 無
- ④ 修正再表示 : 有 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	***年*月期*Q	株	***年*月期	株
② 期末自己株式数	***年*月期*Q	株	***年*月期	株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	***年*月期*Q	株	***年*月期*Q	株

(5) 公認会計士又は監査法人によるレビューの有無 : 有(規則)・有(任意)・無

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

レビュー報告書を後日開示する場合、その旨を当欄に記載

<第1回の議論>

（開示のタイミング）

- 上場会社としては、これまでも速報性を重視して対応している（速報性を損ねないためにも、開示を追加する事項は限定すべき）
- 四半期短信の情報が増えたとしても、社内の情報収集の効率化を図り、開示タイミングが遅れないようにする工夫も必要
- レビューによって開示が遅れる場合、45日以内に開示されるのであれば、利用者としてそこまで問題にならないのではないか
- 四半期報告書が廃止されればベンチマークがなくなるためタイミングの遅れはあまり気にならないのではないか
- レビューを実施する場合、レビューの期間が必要になる。そのため、企業がまず情報開示をし、そのうえでレビューは事後的に行って開示するのか、レビューを終了した後で一週に開示するのか、開示タイミングについて具体的な検討を行うべき

<第1回の議論を踏まえた考え方>

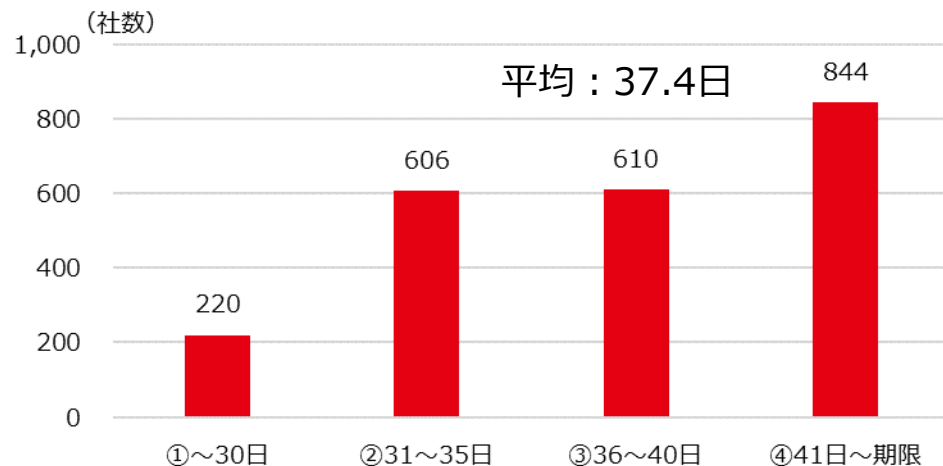
（開示のタイミング）

- 「決算の内容が定まり次第開示」という基本的な考え方は維持
- 「決算の内容が定まった」と判断する時点については、短信に一本化されることを踏まえて、上場会社において判断
- 四半期短信を複数回に分けて開示することは、これまでと同様に妨げない（レビューを実施する場合の取扱いはP.13参照）

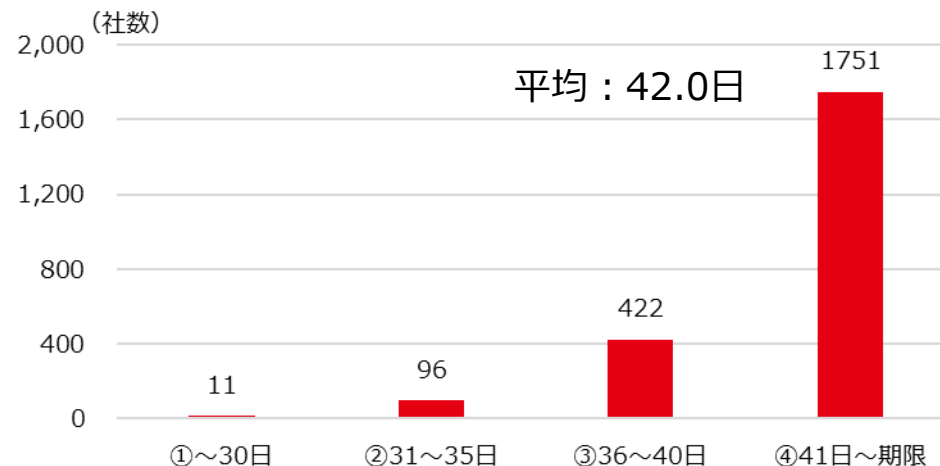
(ご参考) 四半期決算短信と四半期報告書の開示タイミング

- 四半期決算短信は四半期報告書より速報性があるものの、双方の提出日が近接している事例も多い

＜四半期決算短信の開示日の分布状況＞



＜四半期報告書の提出日の分布状況＞



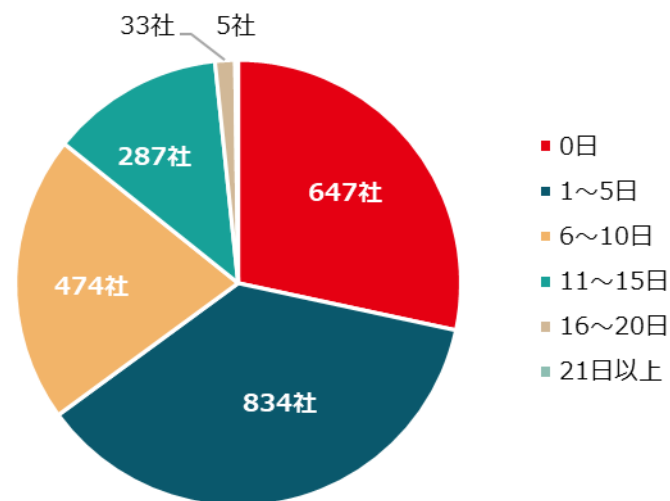
＜四半期決算短信と四半期報告書の提出日の分布＞

(四半期決算短信)

④ 41日~期限	0	0	0	844
③ 36~40日	0	0	210	400
② 31~35日	0	56	168	382
① ~30日	11	40	44	125
	① ~30日	② 31~35日	③ 36~40日	④ 41日~期限

(四半期報告書)

＜四半期決算短信と四半期報告書の提出日の差＞



※ 2023年3月期第3四半期の決算短信と四半期報告書について集計
 ※ 2023年2月14日時点

方針（案）（四半期決算短信の開示タイミング）

【方針（案）】

決算の内容が定まり次第開示を求める。なお、**四半期末から45日を経過する場合にはその状況について適時開示**を求める

<「決算の内容」について>

- 1Q・3Qは、短信に一本化されることから、**決算短信において開示を予定している事項**（義務付けられる事項（P.8）のほか、投資判断に有用な情報として積極的な開示を要請する事項（P.9）を含む）**が定まった場合に開示**とする
- なお、投資者への積極的な情報開示の観点から、短信における開示を任意で充実させるケース（現行の四半期報告書と同様の財務諸表・注記事項を開示する等）も想定されるが、株式市場との迅速なコミュニケーションを考慮し、**四半期決算短信で求められる事項の一部（サマリー情報と財務諸表（注記事項除く）など）を先行して開示することを妨げない**
※ 現行の取扱いにおいても、投資判断を誤らせるおそれのない場合には、サマリー情報等の先行開示は許容されている

<「決算の内容が定まった」と判断する時点について（レビューを受ける場合の取扱い）>

- 現行の四半期決算短信は、法定開示に先立って決算内容を開示する速報としての機能を十分に発揮できるよう、レビュー終了を待たずに開示するよう要請しているが、1Q・3Qは、短信に一本化されることから、法定開示に対する速報としての位置づけはなくなることとなる
- そのため、任意でレビューを受ける場合、「決算の内容が定まった」と判断する時点は、**短信に一本化されることを踏まえて各上場会社において判断**することとする（**レビュー終了後に定まったと判断することでも差し支えないものとする**）が、現在約35%の会社が、四半期報告書よりも6日以上先立って四半期決算短信を開示している実態を踏まえ、迅速な情報提供の観点から、**「投資者ニーズなどを踏まえ、レビュー未実施の短信を先行して開示することが望ましい」**ものとする
- 規則による一部義務付けの場合の取扱いについては、ご議論いただきたい事項参照

<第1回の議論>

（義務付けの要件）

- 要件について特段の異論なし

（レビューの対象期間）

- 四半期短信は適時開示の一般原則から訂正がなされること、また、有報は訂正される際に訂正監査が行われることを踏まえると、四半期短信に遡及的なレビューを行う意義は限定的
- 1Q・3Qのみを対象とする課徴金事案が限定的なこと、四半期短信は進捗を図るものであることを踏まえると、四半期短信に遡及的なレビューを求める必要はないのではないか
- 監査人としても、遡及的なレビューの実施は難しい
- 遡及的なレビューを求めない場合、実質的にレビューを義務付ける期間がなくなる可能性があり、解除時期を、例えば翌期までとすることも考えられる

（レビュー（準拠性の枠組み））

- レビューの具体的な手続について整理が必要
- 適正表示／準拠性について、取引所・アナリスト協会・日本公認会計士協会において教育活動が必要

<第1回の議論を踏まえた考え方>

（レビューの対象期間）

- 対象期間について、提出済みの1Q・3Q短信について遡及的なレビューは求めない（訂正すべき事項がある場合には、訂正が必要）
- 解除時期については、レビューを一度も実施することなく義務付けが解除されるケースが限定的であることも踏まえて、要件該当後、提出される有価証券報告書・内部統制報告書において、いずれの要件にも該当しなくなるタイミングとする（P.17参照）

（レビュー（準拠性の枠組み））

- 準拠性の枠組みのレビューについては、本日の検討会で改めて整理（JICPA藤本様のご説明資料参照）
- 今後、関係団体において、ステークホルダーが適切に理解できるよう取組みを進める

財務報告の枠組みとレビューの関係性について

- レビューには適正表示と準拠性の枠組みに対するものがあり、現行の四半期報告書は適正表示の枠組みに対するレビューが行われている
- 取引所が定める見直し後の四半期決算短信における財務報告の枠組みについては、見直し後の財務諸表等規則・会計基準から一定の省略を認める想定であるほか、適正表示を達成するための追加開示の明示的な規定を想定していないことから、準拠性の枠組みに対するレビューを想定

ステップ	見直し後の四半期決算短信（案）	（ご参考）現行の四半期報告書
1. 適正表示を達成するための追加開示の明示的な規定の有無	なし	あり ※四半期連結財規第14条 追加情報の注記
2. 追加開示の明示的な規定が存在する場合、以下の総合的に判断	—	—
（1）追加開示の明示的な規定の設定趣旨	追加開示の規定なし	設定趣旨は適切
（2）同一種類の事業体に対して適用される、認知されている会計基準設定主体により透明性のあるプロセスに従って適正表示を意図して策定された一般目的の会計の基準（GAAP）との差異の程度	（認識・測定）GAAP （開示）取引所が定める財務報告の枠組み ※取引所の定める財務報告の枠組みでは、見直し後の財務諸表等規則・会計基準から一定の省略を認める想定	（認識・測定）GAAP （開示）四半期連結財規、GAAP
【財務報告の枠組み】	準拠性	適正表示

（ご参考）「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」の定義

「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。

- ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。
- ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。

「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。

（出所）JICPA「監査基準報告書800 実務ガイダンス第1号『監査基準報告書800及び805に係るQ & A（実務ガイダンス）』より東京証券取引所作成

(ご参考) 四半期報告制度の法制化前の意見表明

- 四半期報告制度の法制化前は、上場規則において、1Q・3Qについて「四半期財務・業績の概況」の開示が義務付けられており、旧マザーズの上場会社については、監査人による意見表明も義務付けられていた
- 当該意見表明は、当時の国際監査基準等に定められているレビューに類似する業務とされており、「有用な情報の表示」に関する意見表明が行われていた

<報告書の文例の比較>

四半期報告制度の法制化前の意見表明
(四半期財務・業績の概況 (東証))

現行の四半期報告書のレビュー
(四半期報告書 (金商法))

四半期連結財務諸表に対する報告書

(省略)

この手続を実施した限りにおいては、上記の四半期連結財務諸表が、中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、〇〇〇〇株式会社及び連結子会社の平成X年X月X日から平成X年X月X日までの連結会計年度の第X四半期連結会計期間（平成X年X月X日から平成X年X月X日まで）に関する有用な情報を表示していないと認められる事項は発見されなかった。

(以下省略)

独立監査人の四半期レビュー報告書

(省略)

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇〇〇株式会社の×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

(以下省略)

※旧マザーズの上場会社は、企業会計審議会により公表された中間財務諸表作成基準又は中間連結財務諸表作成基準に準じた四半期財務諸表等の作成が義務付けられていた。

(出所) JICPA「『東京証券取引所のマザーズ上場企業の四半期財務諸表に対する意見表明業務について (中間報告)』の公表について」及びJICPA「監査・保証実務委員会報告第83号『四半期レビューに関する実務指針』」より東京証券取引所作成

(ご参考) レビューの義務付けに関するシミュレーション

- 3月期決算会社を対象に、2023年3月期におけるレビュー義務付けの状況についてシミュレーションを行った。
- 計41社にレビューが義務付けられる結果となったが、1度もレビューを行うことなく義務付けが解除される事例は1社と、全体に対して少数であった（この1社は、要件該当後に提出される有価証券報告書や内部統制報告書において、いずれの要件にも該当しない状況となっている）

① 2023年3月期に1回以上レビューを実施 (2024年3月期における義務付けなし)	28 社
② 2023年3月期に1回以上レビューを実施 (2024年3月期における義務付け継続)	7 社
③ 2023年3月期に1度もレビューを実施せず (2024年3月期における義務付けなし)	1 社
④ 2023年3月期に1度もレビューを実施せず (2024年3月期における義務付け継続)	4 社
⑤ 2023年3月期にレビューが義務付けられたが、 期中に上場廃止	1 社
合計	41 社

(集計対象)

- 2022年4月1日～2023年6月30日における3月期決算会社の法定開示等を対象に集計

<ご参考：1度もレビューを行うことなく義務付けが解除されるケース>

- 3Q短信の開示後にレビュー義務付けの要件に該当
 - 当期の有価証券報告書や内部統制報告書において、いずれの要件にも該当しない（＝解除要件を満たす）
- ⇒ 1度もレビューを行うことなく義務付けが解除される

方針（案）（レビューの一部義務付け）

【基本的な考え方】

- 1Q・3Q四半期決算短信について監査人によるレビューを一律には義務付けないが、会計不正等により、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合に、監査人によるレビューを義務付け
- その際、上場会社・監査人における予見可能性の観点から、義務付けの要件を明確に規定する。具体的には、会計不正等を踏まえた監査人の意見や金商法上の経営者による財務報告に係る内部統制の評価、監査人の監査・レビューが求められる法定開示書類の提出状況等をその要件とする

（義務付けの要件）

- ① 直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）において、無限定適正意見（結論）以外の場合
 - ② 直近の有価証券報告書において、内部統制監査報告書における無限定適正意見以外の場合
 - ③ 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
 - ④ 直近の有価証券報告書・半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合
（財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合を除く）
 - ⑤ 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付される場合
- ※ ①・③について、直近の有価証券報告書・半期報告書の訂正を行う場合で、訂正報告書において要件に該当する場合も対象

（義務付けの対象期間）

- 要件該当以後、提出される1Q・3Q財務諸表については、レビュー義務付け

（義務付けの解除要件）

- 要件該当後、提出される有価証券報告書・内部統制報告書において、上記①～④の要件にいずれも該当しない場合に義務付けを解除

（レビュー実施者（任意でのレビューを含む））

- 年度の監査人と同一の監査人によるレビューを求める

（レビュー基準（任意でのレビューを含む））

- 制度上の位置付け等を踏まえ、日本公認会計士協会における実務指針に基づくレビュー（準拠性の枠組み）を求める

第1回の議論と方針案（エンフォースメント）

<第1回の議論>

（エンフォースメント）

- 監査人との連携を強化し、不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築していくことは必要
- 守秘義務の解除は、監査人・上場会社双方にとって重い。抑止力の観点から、守秘義務解除の射程拡大は行っていくべき
- 監査人との連携は重要。まずは、上場規則などの中で会社に対する守秘義務に関する規定を盛り込み、連携する形が想定される
- 決算短信について、現行と同様に法令上の不公正取引（風説の流布）の禁止が適用されることを、しっかり周知すべき

<方針（案）>

【基本的な考え方】

- 取引所における開示に係る審査にあたっては、上場会社への確認が基本となるが、取引所において、エンフォースメントをより適切に実施していくため、監査人との連携を強化し、不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築
- ※ 法令上の不公正取引（風説の流布）の禁止についても、適切に理解されるよう周知を行う

【具体的な方針】

- ① 公認会計士等へのヒアリングを求める場合の上場会社に対する協力義務に関する上場規則について、その射程を、上場廃止に係る該当性の判断に必要と認める場合から、措置の検討に必要と認める場合に拡大
- ② 監査契約（JICPAにおけるひな型）において、守秘義務解除の「正当な理由」として取引所の求めに対する報告等を含めるなど、上記①の施策が適切に機能するようJICPAにおいて対応されることが期待される

（ご参考：有価証券上場規程第604条第1項）

上場会社は、当取引所が当該上場会社の発行する上場株券等の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認めて、財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

（ご参考：守秘義務が解除される正当な理由の例）

- 公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合
- 日本公認会計士協会の品質管理レビューに応じる場合又は同協会の会則等に基づき同協会の質問若しくは調査に応じる場合
- 監査業務の引継のために、後任監査人（監査人予定者を含む。）に情報を提供する場合
- 監査業務において他の公認会計士等又は外部専門家を利用する場合

（出所）JICPA「監査契約書 様式2-1 連結あり 責任限定契約あり（2023.5.31）」より東京証券取引所作成

(ご参考) 取引所規則と法令のエンフォースメント

- 四半期開示を巡っては、金商法上のエンフォースメントと取引所規則に基づくエンフォースメントがある
- 取引所規則に基づくエンフォースメントは、上場規程で定める決算短信における虚偽の開示に加え、有報等の法定開示における虚偽記載も措置の対象となっている

<取引所規則と法令によるエンフォースメントの整理>

取引所規則

金融商品取引法

<p>有報等の 法定書類の 虚偽記載</p>	<p>【実効性確保措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ペナルティ的措置 <ul style="list-style-type: none"> ● 公表措置 ● 上場契約違約金 (最大9,120万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>継続開示書類の虚偽記載</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 刑事罰 (個人) 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 ※併科あり (法人) 5億円以下の罰金 ● 課徴金 300万円又は時価総額の10万分の3のいずれか高い方 ● 民事責任 (請求者からの立証責任の転換等)
<p>決算短信の 虚偽の開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 改善措置 <ul style="list-style-type: none"> ● 改善報告書の徴求*1 ● 特設注意市場銘柄への指定*2 <p>*1 改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと取引所が認める場合、特設注意市場銘柄へ指定</p> <p>*2 内部管理体制等について改善がなされなかったと取引所が認める場合等には、上場廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>風説の流布</u> <ul style="list-style-type: none"> ※目的要件あり (虚偽記載が風説の流布にあたることに加え、有価証券の売買等を行うため又は変動を図る目的であることが要件) 刑事罰 (個人) 10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 ※併科あり (法人) 7億円以下の罰金 ● 課徴金 ※違反行為期間に行われた有価証券取引の価格等に応じて、課徴金の額を算定 (単なる虚偽記載のみがあり、違反行為に伴った取引がない場合は、課徴金を課することができない) ● 民事責任 (一般不法行為責任)

(出所) 金融庁「第3回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ (令和4年度) 事務局資料」、黒沼悦郎「虚偽記載に対するエンフォースメント」、『企業会計』.2023, vol.75, No.5より東京証券取引所作成

<四半期決算短信の開示内容（P.8～9）・開示タイミング（P.13）>

- 第1回の議論を踏まえた方針（案）について、どう考えるか。
- 開示内容について、特に、「投資判断に有用な情報」として、積極的な開示を要請する事項の内容（P.9）について、過不足はないか。
- 開示タイミングについて、規則によりレビューが義務付けられている場合、以下の取扱いが想定されるが、どう考えるか。
 - ✓ 迅速な情報提供の観点から、P.13の方針案と同様の取扱いとする
 - ✓ 信頼性確保の観点からレビューが求められている点を踏まえ、レビュー終了後に、開示を求める

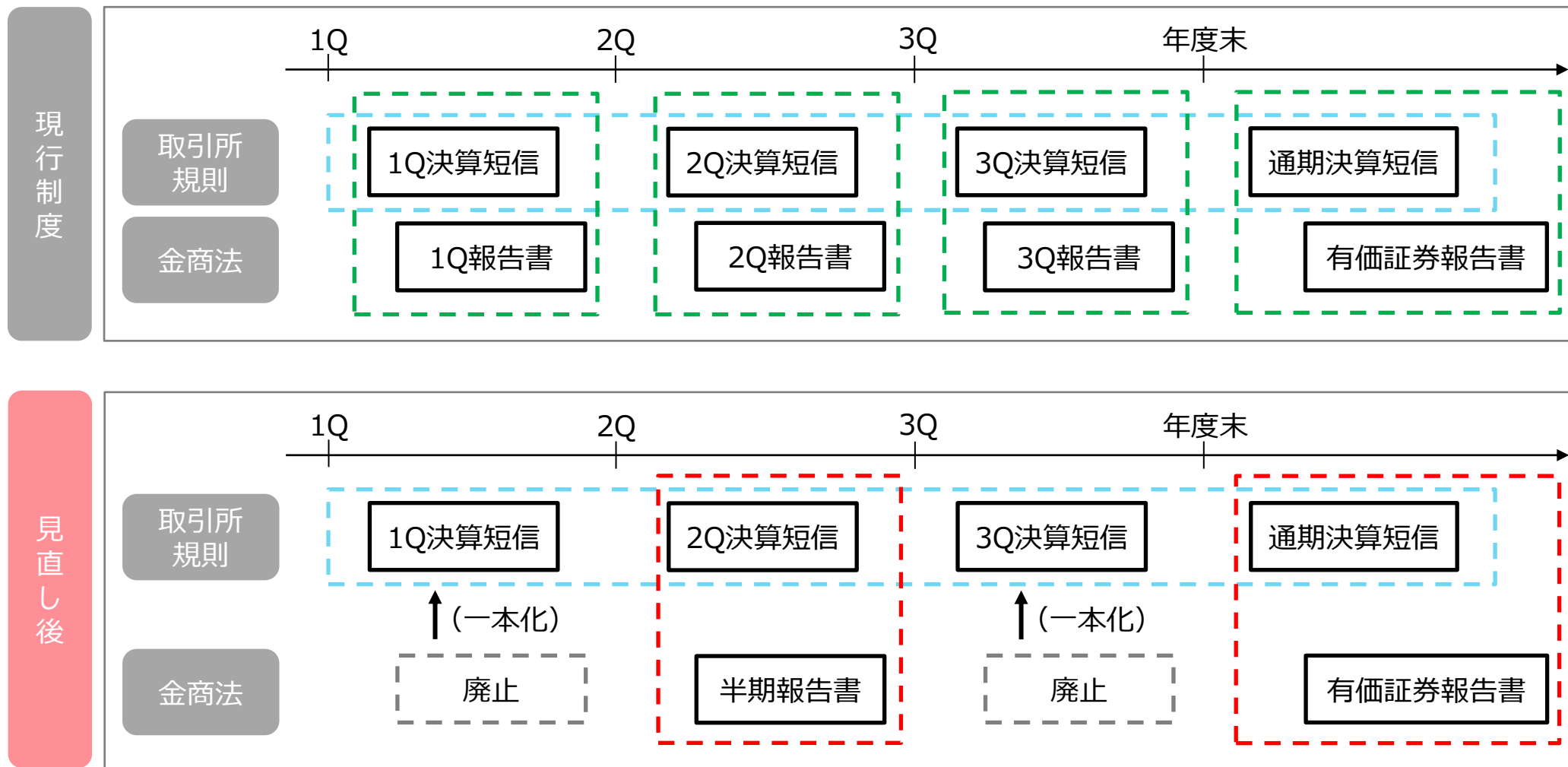
<1Q・3Q四半期決算短信のレビューの一部義務付け（P.18）・エンフォースメント（P.19）>

- 第1回の議論を踏まえた方針（案）について、どう考えるか。

2. 見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い

年間における短信・報告書の開示

- 現行制度では、各決算短信に対応する金商法上の法定開示があることから、開示内容の簡素化等を通じて速報の役割を担っていた
- 今般の四半期開示の見直しに伴い、1Q・3Q短信については対応する法定開示が廃止となる一方、2Q・通期短信については引き続き対応する法定開示が存続することとなる



<方針（案）>

【基本的な考え方】

- 2Q・通期は、法定開示が存続することから、2Q・通期の決算短信については、現行の取扱いを維持

（位置付け）

- 法定開示（半期報告書・有価証券報告書）に対する速報という位置付けを維持
- 2Q・通期短信は、レビュー・監査の対象外とする（1Q・3Qにおいて、規則によりレビューが義務付けられる場合も同様）

（開示内容）

- 現行の取扱いから変更なし（2Q短信において、1Q・3Q短信で追加される事項について、「開示の義務付けはせず、速報性と投資者ニーズを踏まえ、各社の判断」とする）
- ※ 2Qの連結財務諸表の様式については、1Q・3Q短信に適用される財務報告の枠組みではなく、新制度における半期報告書に適用される財規に従う

（開示資料名（2Q））

- 1Q・3Q短信との連続性の観点から、「中間決算短信」等ではなく、「第2四半期決算短信」とする

<ご議論いただきたい事項>

- 上記方針（案）についてどう考えるか。

3. 決算短信のデータ配信形式



決算短信における現在のデータ配信形式

- 現在、決算短信（四半期含む）では、「サマリー情報」および「財務諸表」についてXBRL形式での提出を要請しており、その他の事項についてはPDF形式でのみ開示されている（2021年12月から、添付資料について、任意でHTML形式での提出も可能とする実証実験を開始）
- 他方で、四半期報告書は全文がXBRL形式にて公表されていることから、四半期報告書廃止に伴い情報ベンダーをはじめとする情報利用者において影響が生じる可能性

（決算短信の現在のデータ配信形式）

		現様式		
		PDF	XBRL (※2)	HTML
サマリー情報		○	○	—
添付資料	経営成績等の概況 (※1)	○	—	任意
	財務諸表	○	○	任意
	注記事項	○	—	任意

※1：現行の四半期決算短信においては、記載は任意

※2：サマリー情報及び財務諸表のXBRLは、XHTML形式のファイルにXBRLのデータを埋め込む「インラインXBRL」となっており、HTMLと同様にウェブブラウザでの閲覧が可能

四半期報告書における現在のデータ配信形式

- 現在、**四半期報告書**は外国会社等の一部を除き**全文がXBRL形式**にて公表されており、日本基準においては下表のとおり詳細タグが付されている（その他の情報については、包括タグが付されている）

四半期報告書（第4号の3様式）日本基準（※）	詳細タグが付される対象
第一部【企業情報】	
第1 【企業の概況】	
①主要な経営指標の推移	<u>表に記載される金額・数値</u>
②事業の内容	—
第2 【事業の状況】	—
第3 【提出会社の状況】	<u>表中の記載項目（株式数等）</u>
第4 【経理の状況】	
①四半期連結財務諸表	
財務諸表	<u>本表の各数値</u>
注記事項	<u>BS関係注記、PL関係注記の一部項目</u>
CF計算書関連	—
セグメント情報等	<u>セグメント情報</u>
②その他	—
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	
第1 【保証会社情報】	
第2 【保証会社以外の会社の情報】	—
第3 【指数等の情報】	
【独立監査人の四半期レビュー報告書】	監査法人名、担当会計士名

※：IFRS・米国基準の取扱い

- ✓【経理の状況】について、IFRSは、財務諸表本表、セグメント情報に詳細タグ、それ以外は包括タグが付され、米国基準は、経理の状況については、包括タグのみ（【経理の状況】以外は日本基準と同様）

（ご参考：XBRLの仕様）

- XBRLは、「詳細タグ」と「包括タグ」のいずれかのタグが付された状態で配信される
- 「詳細タグ」は、文字列、文章、金額、数値等ごとに付けるタグで、詳細な粒度の概念で定義される
- 「包括タグ」は、文章、表等の複数の情報をまとめて囲む場合に用いるタグで、テキストブロック型の要素

（出所）金融庁『EDINETタクソミの概要説明（2023年版）』をもとに東京証券取引所作成

- 1Q・3Qについて四半期報告書が廃止されることに伴う影響について、複数の情報ベンダーに対してヒアリングを実施。
- 具体的には、四半期決算短信にはなく四半期報告書のみにある情報など、四半期報告書から取得している情報や情報の取得方法について確認。

(取得している情報)

- 現在、四半期報告書から取り込んでいる情報としては、一部の注記事項（「セグメント情報」、「CF関係注記」、「BS・PL関係注記」）や、「MD&A」において記載される一部の数値データ（研究開発費、サービス別の売上など）が挙げられた
- ※ 財務諸表データについては、四半期決算短信において取得されている（四半期報告書からも確定情報として取得）

(情報の取得方法)

- 情報ベンダーが、それらの情報を取得するにあたってXBRLを利用している範囲は限定的。詳細タグを基に情報の自動取得が行われており、詳細タグが付されている「セグメント情報」、「BS・PL関係注記」について、XBRLの利用が確認された
- その他では、PDFやHTMLから可能な範囲で自動取得している事例や、PDFをもとに手入力している事例が確認された

(実証実験の概要)

- 決算短信について、任意で定性的情報も含めたHTML版を開示可能とする取組みを2021年12月に開始
- (株)プロネクサス及び宝印刷(株)の協力のもと、両印刷会社の決算短信等の作成ツールにおいて、決算短信のHTMLファイル作成機能を追加

(HTML開示により期待される効果)

- PDFでは設定によりテキストコピーができない場合などがあるが、HTMLではそれらが可能になり、PDFに比べテキスト抽出・分析が容易
 - そのため、利用者におけるテキスト分析での活用や、海外投資家によるブラウザの翻訳機能等を用いた自動翻訳の活用が期待され、情報収集・分析等がしやすくなることが期待される
 - また、情報ベンダーや報道機関等において、情報抽出や加工の際の利便性が向上し、利用者である投資家における利便性向上に寄与することも期待される(利用方法例: テキストデータを用いた検索機能の提供、配信情報の充実化)
- ※ 2022年10月に、機関投資家・証券会社・事業会社等のデータファイル利用者向けに実施したセミナーのアンケートでは、約71%の方から「決算短信HTMLを実務に活用したい」との回答

(出所) 株式会社JPX総研及びアマゾンウェブサービスジャパン合同会社『決算短信セグメント情報のデータ抽出ハンズオン』イベントアンケート

(上場会社における作成方法)

- 従来より、印刷会社が提供する決算短信等の作成ツールでは、決算短信の添付資料(「経営成績等の概況」といった定性情報、財務諸表、注記事項)を作成する機能を提供しており、全上場会社が利用している
- 従来はそれらをPDFで出力(財務諸表についてはXBRLも出力)する形式であったが、HTMLも併せて出力できる形式に機能改修を実施。作成ツールを利用することで上場会社は追加的な作業なくHTMLの作成が可能

(開示状況等)

- 本実証実験開始以来、HTMLファイルを開示する会社は増加しており、**2023年5月末時点において、累計で約7割の上場会社が開示**
- ※ 概ね決算短信HTMLを開示する会社からは、印刷会社ツール上でファイル作成を行うことができたことにより、実務負担が軽微であったとの声。一方で、任意開示という位置づけの中で積極的に開示するメリットが実感しづらいとの声もあった

(出所) 株式会社JPX総研及びアマゾンウェブサービスジャパン合同会社『ディスクロージャーのデジタル化と投資家との対話促進』

方針（案）（決算短信のデータ配信形式）

- 決算短信のデータ配信形式については、情報ベンダーの情報取得手段の継続性、個人投資家を含む幅広い情報利用者の利便性、上場会社における実務負担への影響などを踏まえ、以下のとおり変更する
- 配信形式の平仄を揃える観点から、第2四半期および通期においても同様とする

	現様式			新様式				
	PDF	XBRL	HTML	PDF	XBRL	HTML		
サマリー情報	○	○	—	○	○	—		
添付資料	経営成績等の概況	○	—	任意	○	—	○	
	財務諸表	○	○	任意	○	○	○	(※1)
	注記事項	○	—	任意	○	○	○	(※2)
	(1Q・3Qである場合のみ) レビュー報告書	—	—	—	○	—	○	

(赤字が変更箇所(※3))

- ※1 : 米国基準について、現様式ではXBRLの提出を不要としているが、新様式ではXBRL（包括タグ）の提出を求める
- ※2 : 注記事項のうちXBRLの提出を求める範囲は、四半期報告書において詳細タグが付されかつ、情報ベンダーにおいてXBRLデータの利用が確認されている事項とし、会計基準ごとに以下のとおりとする（該当する注記事項を開示する場合に限りXBRLの提出を求める）
日本基準 : 「セグメント情報等の注記」、「貸借対照表関係の注記」、「損益計算書関係の注記」
I F R S : 「セグメント情報の注記」
米国基準 : 該当なし
- ※3 : 現在、記載要領にて、XBRLの提出を「要請」しているが、提出実態や1Q・3Q四半期報告書（XBRL）が廃止されることから、記載要領にて、XBRL及びHTMLの提出を「義務」とする（外国会社等XBRLが用意されていない一部の会社を除く）

<決算短信の配信形式>

- 決算短信のデータ配信形式に係る方針（案）についてどう考えるか。

4. 情報開示の充実 (第1回の議論とそれを踏まえた方針案)



<第1回の議論>

（事業環境の変化）

- マクロ経済の変動は様々な面から影響を与え、見極めに相当の時間を要するため、適時開示には馴染まないものもある
- エクスポージャー情報やセンシビリティ情報（為替感応度等）は客観的な事実であり、第一報として早期に開示されるべき
- 事業環境の変化に関する開示のポイントについては、少なくとも適時開示ガイドブックに記載すべき（できれば規則の基本理念に盛り込むべき）
- 企業によっておかれている環境が異なることを踏まえ、ルールは最低限の水準を設定し、好事例集等を示しながら開示拡充を図るべき
- 自主的に開示することのインセンティブを持てるよう、好事例集等の公表を継続すべき
- コロナ拡大時やウクライナ情勢悪化時に、東証において要請・開示例を公表しても開示が促進されなかった理由も踏まえて検討すべき

（バスケット条項）

- 現在、バスケット条項等の規定の前提に基づいて各社対応されており、基本的に規定としてはこれで十分
- グループ会社からの情報収集において、バスケット条項の開示目安が報告基準の一つとなっており、実務上も重要なものとなっている
- 将来、原則主義に移行することは考えられるが、現時点で、バスケット条項の見直しを拙速に進めていく必然性は大きくない
- まず、自発的に開示の要否を考えられるようになるべき。本来、企業価値（将来CF）にどのような影響を与えるかを上場会社が咀嚼し重要性を判断することで、市場との円滑なコミュニケーションが実現される

（その他）

- 取引所における効果測定の仕組みも重要ではないか
- 適時開示について、実務のモニタリング状況はどうなっているのか

- コロナ拡大時やウクライナ情勢悪化時に、東証において要請・開示例の公表を行ったものの、事業環境の変化に関する適時開示が限定的であった理由について、当検討会や金融審議会DWGでの議論や、当時の上場会社へのヒアリング状況等を踏まえて検証。

＜事業環境の変化に関する開示の開示状況の評価＞

- 間接的に業績に影響を与える事象については、様々な要素が絡み合うため速やかに把握できず、影響の精査に時間を要する（※1）
⇒ 結果として、決算数値として業績への影響が判明したタイミングになって、影響等について説明された事例があった
- 「間違いのない確実な開示」を志向する傾向が上場会社にあり、「影響不明」や「見込みベース」での開示に抵抗がある（※2）
⇒ 適時開示は、原則として「見込みベース」で重要性の判断を行うことを求めている
⇒ 見込みと実際の結果に乖離があったとしても、それだけをもって不適正な開示と判断するわけではない
(必ずしも具体的な影響額ではなく足元の影響の有無や内容、見通しについて定性的に説明することも、方法として考えられる)
- 事業環境の変化による影響と、既存の適時開示要件との性質的な差異
⇒ 適時開示の要件は、個別の決定・発生事実を対象としている
⇒ コロナ拡大や、ウクライナ情勢悪化等は、業種によっては、様々な要素が継続的に影響を与えるものであり、既存の発生事実の概念に馴染まなかった可能性

（※1）例えば、前回の本検討会の議論において、「マクロ経済の影響というのは様々な面から影響を受け、プラスもあればマイナスもあり、この見極めには相当の時間を要するというのが実態」（松本メンバー）との発言

（※2）例えば、令和3年度の第8回金融審議会DWGの議論において、「日本の上場企業は「間違いのない開示」を行おうという、確かにこういう意識が強く、一方で、投資家はグローバルに、より前広な情報、特にリスク情報については求めようとしています。～（中略）～日本ではこういうリスク情報を出すことで、自らに対する評価が下がるとか、あるいは厳しい評価を受けるというようなことも懸念されているのではないかと」（上田委員）との発言

＜上記を踏まえた、事業環境の変化に関する開示の促進方針＞

- 影響の精査には時間を要する場合であっても、まずは、精査に時間を要しない客観的な事実について開示するよう要請
(例) 影響の見込まれる領域（地域・製品）の事業規模・エクスポージャーや為替等に対する利益感応度など（P.37参照）
- 適時開示においては「見込みベース」での開示が求められる旨を周知し、精査が完了する前であっても、影響に関する状況や影響の定量的な見込みが把握でき次第開示するよう要請（そのタイミングが決算発表時の場合は、短信や決算説明資料等で適切に説明するよう要請）

(ご参考) 東証における適時開示の実務について

- 東証では、自然災害や株価の動向等を受けて上場会社に照会を行っており、回答の状況に応じて適時開示の要請等を行っている
- また、不適正な開示と判断される場合には、東証では上場会社担当者に注意を行うほか、日本取引所自主規制法人（以下、「自主規制法人」という）において実効性確保措置の検討を行っている

事前の 対応

- 東証からの照会
地震等の自然災害発生時、ストップ高（安）が連続している場合、不明確情報等の報道があった場合、など
- 上場会社からの事前相談
一定の規模以上の第三者割当や上場廃止を前提とするTOBへの応募推奨の意見表明を行う場合などについては事前相談を必須としているほか、その他の適時開示や業績予想の修正等についても適宜事前相談を受け付けている（東証から個別に依頼するケースもある）

開示当日 の 手続

- 東証に対する事前説明
上場会社に対して開示の内容の説明を義務付けており、不足する事項等について開示を要請

開示後の 対応

- 経過に関するヒアリング・追加的な開示要請
- 不適正な開示に対する上場会社担当者への注意
（不適正な開示の例：開示漏れ・開示遅延、開示内容の不備など）
- 開示に係る審査（実効性確保措置の検討）
自主規制法人は、会社情報の開示の適正性を確保するために必要かつ相当と認める場合に、以下の観点で上場規程に基づく会社情報の開示に係る審査を行う（上場管理等に関するガイドラインⅡ）
 - ✓ 開示の時期が適切か否か。
 - ✓ 開示された情報の内容が虚偽でないかどうか。
 - ✓ 開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか。
 - ✓ 開示された情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないかどうか。
 - ✓ その他開示の適正性に欠けていないかどうか

【基本的な考え方】

- 取引所において、上場会社が主体的に判断し、投資者にとって有用な情報が積極的に開示される市場環境の整備を行う

【当面の対応（案）】

- ① 事業環境の変化に関する開示
 - 適時開示ガイドブックに、事業環境の変化に関する開示のポイント（次ページ参照）を追加し、開示を要請
- ② その他の情報開示
 - バasket条項の本来の趣旨（投資判断上の重要性を軸に開示要否を判断）の理解を促進
 - Basket条項における開示目安については、実務上の影響を踏まえ存置するが、その位置付け・示し方を見直す（開示要否の判断における一つの目安である旨を明示）
- ③ 開示例の公表
 - 取引所において、継続的に開示例を公表し、開示拡充を促すサイクルを作る
 - また、期中の開示の前提となる有価証券報告書等の定期開示についても、金融庁における好事例集の継続的な公表等を通じて開示充実を図ることが重要

【その後の展望（案）】

- 投資者の意見を継続的に聞きながら、上場会社の開示姿勢の変化をフォロー
- 上場会社が主体的に判断し、投資者にとって有用な情報が積極的に開示されるプラクティスが醸成されれば、現行の細則主義の枠組みから原則主義への移行の是非や、四半期決算短信の任意化の是非の検討の素地になると考えられる
 - ※ なお、インサイダー取引規制及びフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係など幅広い観点での検討が必要

（参考：DWG報告）

- 適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討

事業環境の変化に関する開示のポイント

- 事業環境が変化した場合の影響等の情報については、適時にその状況が開示されることが望ましいが、様々な要素が入り組むこと等により影響の精査に時間がかかる場合があると想定される
- その場合であっても、影響の見込まれる領域の事業規模や利益感応度等の投資判断の前提となる客観的な事実については、相対的に精査に時間を要しないことが想定されるため、第一報として積極的な開示を促す（有報や決算短信等の定期開示において、予めこういった前提情報を開示することも重要）

<事業環境の変化に関する開示のポイント（イメージ）>

事業環境の変化の発生

事業環境の変化による影響等の情報 （影響の精査に時間を要する情報）

- **事業活動や経営成績等への影響**
 - ✓ 売上高や利益、財政状態への影響（月次単位での業績開示を含む）
 - ✓ 顧客や受注等の動向・KPIの動向
 - ✓ 中長期的な経営方針・経営戦略への影響有無・対応策
- **業績予想等の将来情報**
 - ✓ 前提とするシナリオの概要（例）経済活動の回復有無、回復を想定する時期
 - ✓ 具体的な前提条件（例）為替や資源価格の想定レート
- **リスク情報**
 - ✓ 新たに生じたリスクの概要、顕在化の可能性、顕在化した場合の事業活動や経営成績等への影響

※ 精査が完了する前に、見込みベースで影響について開示を行うことも、投資者への情報提供として重要と考えられる

投資判断の前提となる客観的な事実 （影響の精査に時間を要しない情報）

- **事業等の状況**
 - ✓ 影響があると見込まれる領域の事業規模・エクスポージャー
 - ✓ 主要な事業拠点の有無・稼働状況
 - ✓ 製商品の生産・供給の状況
- **経営成績等への影響**
 - ✓ 為替や資源価格に対する利益感応度

（ご参考）SECによる開示要請（ロシア・ウクライナの情勢悪化）

- ロシア又はウクライナ、ベラルーシに対する事業上の直接的又は間接的なエクスポージャー
- ロシア又はウクライナ、ロシアの支援国において調達された財・サービスに関する直接的又は間接的な依存状況
- サプライチェーンに関する発現した又は潜在的な混乱
- ロシア又はウクライナ、ベラルーシとのビジネス上の関係や資産

（出所）SEC “Sample Letter to Companies Regarding Disclosures Pertaining to Russia’s Invasion of Ukraine and Related Supply Chain Issues” をもとに東京証券取引所作成

＜情報開示の充実＞

- 第1回の議論を踏まえた方針（案）について、どう考えるか。

5. ご議論いただきたい事項



<四半期決算短信の開示内容（P.8～9）・開示タイミング（P.13）>

- 第1回の議論を踏まえた方針（案）について、どう考えるか。
- 開示内容について、特に、「投資判断に有用な情報」として、積極的な開示を要請する事項の内容（P.9）について、過不足はないか。
- 開示タイミングについて、規則によりレビューが義務付けられている場合、以下の取扱いが想定されるが、どう考えるか。
 - ✓ 迅速な情報提供の観点から、P.13の方針案と同様の取扱いとする
 - ✓ 信頼性確保の観点からレビューが求められている点を踏まえ、レビュー終了後に、開示を求める

<1Q・3Q四半期決算短信のレビューの一部義務付け（P.18）・エンフォースメント（P.19）>

- 第1回の議論を踏まえた方針（案）について、どう考えるか。

< 2Q・通期決算短信の取扱い（P.24） >

- 方針（案）について、どう考えるか。

< 決算短信のデータ配信形式（P.30） >

- 方針（案）について、どう考えるか。

<情報開示の充実（P.36）>

- 第1回の議論を踏まえた方針（案）について、どう考えるか。